

# 相続時精算課税～メリット編～

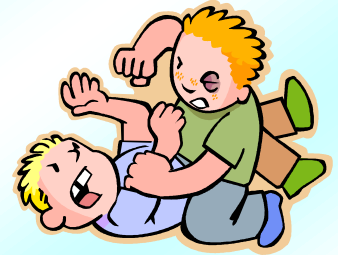
相続税法の大改正まであと 2 か月を残すところとなりましたが皆様準備はできていますでしょうか？前回は相続税の節税対策にも使えるという相続時精算課税制度のあらましについてご紹介しました。今回はこの制度のメリットを見ていきます。



## 1 相続時精算課税のメリット

### (1) 争族を防ぐことができる

争族という言葉が最近よく聞くようになりました。普段は仲の良いご兄弟、親子でも、いざ相続が起きた場合、財産の分割で揉めることが多々あります。裁判にまで発展するケースはそこまで多くありませんが、相続をきっかけに疎遠になってしまうことも少なくありません。思い通りに財産を得ても、人生においては多大な損失になってしまうかもしれません。



前回のおさらいになりますが、この相続時精算課税制度は、贈与は「今」、税金の計算（精算）は相続時に、という制度です。将来の相続を待たず、「今」贈与財産は相続人等のものになり、その財産については争いにはなりません。遺言でもほぼ同様の効果がありますが、財産を遺したい人に確実に財産が渡ったことを自分の目で確認でき、安心できるというのは大きなメリットといえるでしょう。

### (2) 相続財産が増えない

相続時精算課税制度は、安心感だけではなく節税対策にもなります。賃貸アパートを思い浮かべてください。所有者（親）には家賃が入ってくるため、将来の相続時にはその分も相続財産が増えることとなりますね。そこで、「今」この制度を使ってその賃貸アパートを相続人等（子）に贈与すると、贈与後における家賃収入は相続人等（子）のものになります。親の側では、これ以上自分の財産が増やさずに済みます。一方で子の側では、「今」家賃収入を手に入れることができるので、生活の助けになることはもちろんのこと、将来の相続税の納税資金として活用することができます。

### (3) 「今」大きな財産を動かしても贈与税がかからない

(1) も (2) も、この制度を用いずに贈与した場合でも同様のメリットは得られます。問題は贈与税です。一般的な贈与（暦年贈与といいます）は、基礎控除額が 110 万円しかなく、それを超えると最高 50%（平成 27 年から 55%）の贈与税がかかります。一方、相続時精算課税制度の適用を受けて贈与を受けた場合、基礎控除額は 2,500 万円、税率は一律 20%となります。つまり、相続時精算課税制度を用いれば 2,500 万円までの大きな財産を「今」贈与税を払わずに動かせるということです。なお、2,500 万円を超えたために納付した贈与税額は、将来相続が発生した場合の相続税額から控除（精算）することになります。

### (4) 財産の価額を固定できる

相続時精算課税制度により贈与した財産は、将来相続が発生した場合には遺産に加算して相続税を計算しますが、そのときに贈与時の価額で加算することができます。例えば自社株のように将来価値が上昇することが見込める財産を、価額の低いうちにこの制度を使って贈与しておけば、仮に相続時に価値が 100 倍になっていようが贈与時の価額で相続税を計算できるので、この点も相続税対策として効果的です。

もし価値が下落したらデメリットになってしまいますが、その他のデメリットも含めてそれは次回に。